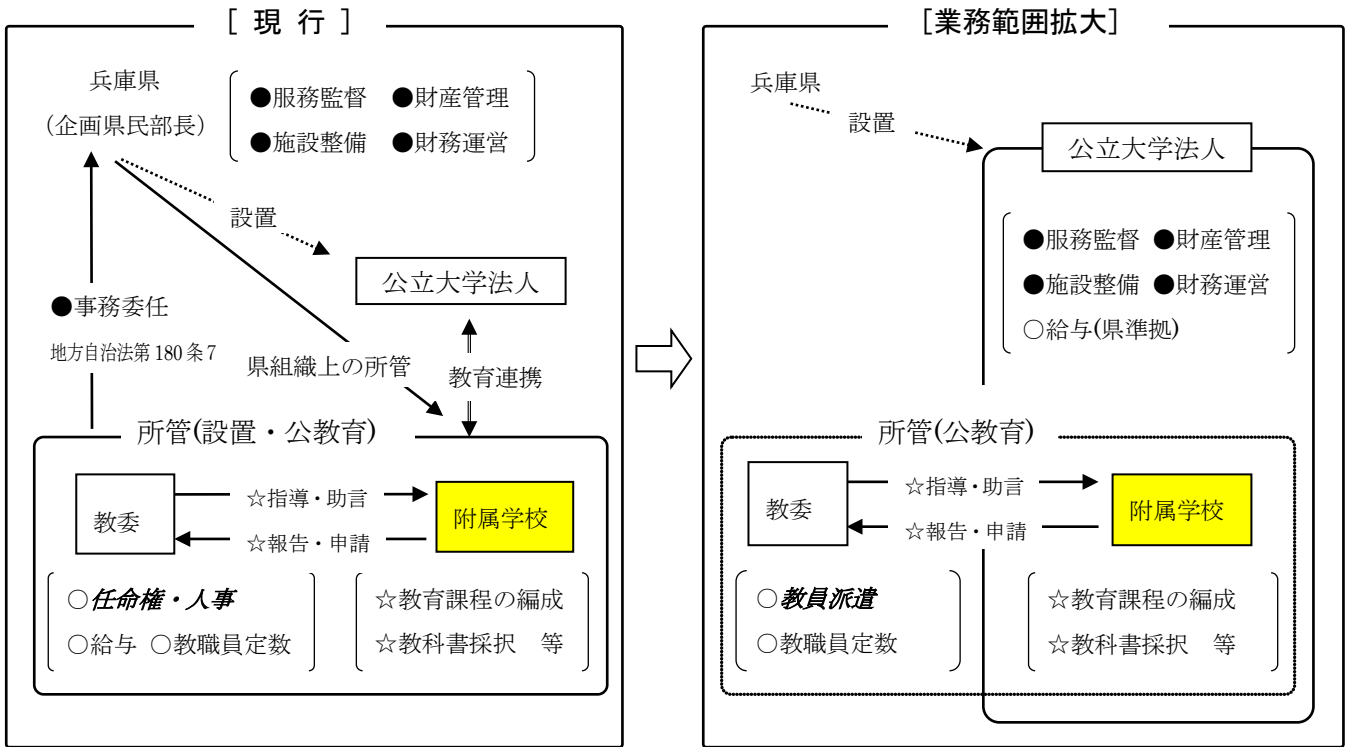


【別紙】兵庫県立大学附属学校にかかる公立大学法人与教育委員会との関係



区分	現行 (●事務委任)	業務範囲拡大	備考
教職員の任免・人事	☆県教委の権限	☆同左 (自治体教員(公務員)を派遣)	※派遣協定の締結
教職員の服務監督	●企画県民部長が実施	法人が実施	
教職員の研修	県教委が実施	同左	
教職員の定数管理	県教委が措置 (学校教職員定数条例の総枠)	同左	
生徒定員	教育委員会規則で定める。	同左	
入学者選考	●企画県民部長が定める要綱 (県教委に準じる)	法人が定める要綱 (県教委に準じる)	
財務運営(予算・決算) 財産管理	●企画県民部長が実施	法人が実施 (※)	予算: 運営費交付金 財産: 県から出資
施設・備品整備	●企画県民部長が実施	法人が実施	
教育課程の編成	学校単位で編成 (県教委の指導・助言)	同左	
教科書採択	(高校) 県教委が採択決定 (中学) 学校が採択、県教委へ報告	同左	